

京都市消防局訓令甲第7号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局救急規程の全部を次のように改正する。

平成29年3月24日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

京都市消防局救急規程

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 救急活動等

第1節 通則（第7条～第12条）

第2節 観察及び応急処置（第13条～第15条）

第3節 搬送（第16条～第21条）

第4節 安全管理（第22条～第24条）

第5節 救急活動の記録（第25条～第27条）

第6節 事後検証（第28条）

第3章 救急器材の管理（第29条）

第4章 救急技能の管理（第30条・第31条）

第5章 応急手当等の普及啓発等（第32条～第34条）

第6章 雑則（第35条～第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防法（以下「法」という。）その他の関係法令の規定に基づき、京都市消防局が行う救急業務の適正かつ円滑な運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急業務 法第2条第9項に規定する救急業務をいう。
- (2) 救急事故 救急業務の対象となる事故で、別表に掲げるものをいう。
- (3) 救急救命士 救急救命士法（以下「救命士法」という。）第2条第2項に規定する者をいう。
- (4) 医療機関 医療法第1条の5に規定する病院及び診療所をいう。
- (5) 救急器材 京都市消防装備規程（以下「装備規程」という。）に規定する救急器具をいう。
- (6) メディカルコントロール 傷病者の救命効果の向上を図るため、医学的観点から救急救命士（以下「救命士」という。）を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障することをいう。
- (7) 検証医師 京都市・乙訓メディカルコントロール協議会（京都市及び乙訓地域を単位として設置された病院前救護に係る消防機関、医療機関及びその他の関係機関の連絡調整等について協議する協議会をいう。以下同じ。）の推薦を受け、消防局長（以下「局長」という。）が委嘱した医学的観点から救急活動に対する検証を行う医師をいう。

#### （救急責任）

第3条 局長は、救急事故の実態を把握し、これに対応する救急体制の確立を図り、救急業務を適正に遂行するために必要な対策を講じるものとする。

2 消防署長及び消防分署長（以下「署長等」という。）は、救急隊が出動した救急事故の実態を把握し、救急業務の執行体制の確立を図るとともに、その円滑な遂行に努めるものとする。

#### （医療機関等との連携）

第4条 局長及び署長等は、医療機関その他の救急業務に関係のある機関及び団体と常に緊密な連携を図るものとする。

#### （メディカルコントロール体制）

第5条 局長は、京都市・乙訓メディカルコントロール協議会と連携し、次に掲げる事項について協議し、及びメディカルコントロール体制の充実強化を図るための措置を講じるものとする。

- (1) 救急業務のプロトコール（事前に定められた手順をいう。）の策定に関すること。

- (2) 医師の指示，指導及び助言体制に関すること。
- (3) 救急活動に関する事後の検証（以下「事後検証」という。）に関すること。
- (4) 救命士の再教育体制に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，病院前救護体制の充実に関すること。

（救急隊の編成）

第6条 救急隊は，救命士又は消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）第5条第1項に規定する救急科（旧救急標準課程又は旧救急Ⅱ課程を含む。）を修了した者をもって編成するものとし，救急隊員のうち1名以上は救命士とする。

## 第2章 救急活動等

### 第1節 通則

（救急活動の原則）

第7条 救急活動は，傷病者の救命及び症状の悪化の防止を主眼とし，観察並びに必要な応急処置及び救急救命処置を行い，救急病院等を定める省令に規定する救急病院（救急診療所を含む。以下同じ。）に速やかに搬送することを原則とする。

（救急活動の支援）

第8条 局長は，救急要請受信時の状況により，救急活動の支援（以下「救急支援」という。）を行わせる必要があると認める場合は，消防隊又は救助隊を出動させるものとする。

- 2 救急隊長は，救急事故現場の状況により，救急支援が必要であると認める場合は，増援の要請を行うものとする。
- 3 救急支援に関し必要な事項は，別に定める。

（医師の協力要請）

第9条 救急隊長は，救急事故現場において医師の治療等が必要であると認める場合は，医師の協力を要請するものとする。

- 2 局長は，前項の規定によるもののほか必要であると認める場合は，医師の協力を要請するものとする。

（航空機隊による救急業務）

第10条 局長は，航空機の運航に必要な人員を除き，第6条に規定する者に

より航空機隊による救急業務を行わせるものとする。

2 航空機隊による救急業務の出動基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 救急事故現場に到着する時間又は医療機関への搬送時間が、救急車による当該時間と比較して短縮できる場合

(2) 医師を救急事故現場に搬送することにより、早期に治療を開始することができる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、局長が航空機隊に救急業務を行わせることが必要であると認める場合

3 前2項の規定により航空機隊が救急業務を行うときは、必要に応じて消防隊等と連携するものとする。

(市民等の協力)

第11条 救急事故現場に出動した消防吏員は、救急活動上緊急の必要があると認める場合に限り、法第35条の10第1項の規定に基づく市民等の協力を求めることができるものとする。

(応急手当の口頭指導)

第12条 消防指令センター長（以下「指令センター長」という。）は、救急要請受信時に、救急事故現場付近にある者に対し、必要に応じて応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導（以下「口頭指導」という。）を実施するものとする。ただし、指令センター長は、別に定めるところにより必要であると認めるときは、当該救急事故に出動中の救急隊員に口頭指導を行うよう指示することができる。

2 口頭指導に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2節 観察及び応急処置

(観察)

第13条 救急隊員及び救急業務を行う航空機隊員（以下「救急隊員等」という。）は、傷病者の周囲の状況、救急事故の発生形態等の環境の観察及び傷病者の観察を行うものとする。

(応急処置)

第14条 救急隊員等は、傷病者の状態その他の状況から、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、応急処置を施さなければその生命が危険

であり、又はその症状が悪化するおそれがあると認める場合に、必要な応急処置を行うものとする。

2 救急隊員等は、傷病者が医師の管理下にある場合において、当該医師の指示があるときは、その指示に従い応急処置を行うものとする。

(救急救命処置)

第15条 救命士である救急隊員等は、救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置を行うことができる。

2 救命士である救急隊員等が救命士法第44条第1項に規定する救急救命処置（以下「特定行為」という。）を行うときは、京都救命指示センター（京都市消防局本部庁舎において医師が常駐する場所をいう。）に常駐する医師の具体的な指示を受けなければならない。ただし、第9条の規定により協力要請した医師が救急事故現場に到着している場合には、当該医師の指示を受けて特定行為を行うことができるものとする。

### 第3節 搬送

(医療機関の選定)

第16条 救急隊長は、傷病者の症状に適応した最も近い救急病院を選定し、搬送するものとする。ただし、傷病者又はその家族から、特定の医療機関への搬送の依頼があったときは、傷病者の症状、救急業務上の支障の有無等を判断したうえ、依頼を受けた医療機関に搬送することができるものとする。

(転院搬送)

第17条 転院搬送（現に医療機関の医師の管理下にある傷病者を他の医療機関に搬送することをいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合に限り行うものとする。

- (1) 緊急性が認められるとき。
- (2) 搬送元医療機関の医師から要請があったとき。
- (3) 搬送先医療機関の受入れが確保されているとき。
- (4) 救急車による搬送のほかに適当な搬送手段がないとき。

2 前項の規定により転院搬送を行うときは、要請した医療機関の医師に同乗を求めるものとする。

(搬送制限)

第18条 傷病者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該傷病者を搬送しないものとする。

- (1) 明らかに死亡しているとき。
- (2) 医師が死亡していると診断したとき。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症若しくは新感染症の患者又は同法第8条第1項から第3項までの規定を適用する者であるとき。

2 傷病者又はその家族が搬送を拒否したときは、搬送しないものとする。

（関係者の同乗）

第19条 救急隊長は、傷病者を搬送するに当たって、傷病者の家族その他の関係者が同乗を求めた場合は、これに応じることができるものとする。ただし、応急処置等の実施又は安全管理上支障があると認めるときは、この限りでない。

（保健所長等との連携）

第20条 救急隊長は、傷病者の状態その他の状況から保健所長又は警察官との連携が必要であると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。

（医療用器材等の輸送）

第21条 局長は、救急事故現場の状況から、緊急に医療用器材等を輸送する必要があると認めるときは、当該医療用器材等を輸送するものとする。

#### 第4節 安全管理

（安全管理）

第22条 署長等は、救急業務を遂行するに当たって、安全管理上必要な措置を講じるものとする。

2 救急隊員等は、安全管理の基本が自己にあることを認識し、救急活動における安全保持に努めるものとする。

3 救急隊長は、救急活動の特性に応じた安全管理体制を確立するとともに、救急隊員を指揮して傷病者等の安全保持に努めるものとする。

（感染防止措置）

第23条 局長又は署長等は、救急業務を遂行するに伴い、ウィルス性疾患等

の病原体により、汚染し、又は感染するおそれがあると認めるときは、速やかに、必要な措置を講じるものとする。

2 救急隊員等は、必要な救急器材を活用して感染防止の徹底を図るものとする。

3 感染防止措置の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(感染性廃棄物の処理)

第24条 局長は、救急活動により生じた感染性廃棄物の処理方法について整備するものとする。

2 感染性廃棄物の処理方法に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 救急活動の記録

(救急活動の記録)

第25条 救急隊長は、救急事故に出動した都度、救急活動の概要を記録するものとする。

(救急速報)

第26条 署長等は、所管の救急隊が出動した救急事故が、別に定める事項に該当するときは、局長に速報しなければならない。

(搬送の証明)

第27条 署長等は、搬送した傷病者又はその家族から搬送したことの証明を求められたときは、その事実について記載した証明書を交付するものとする。

#### 第6節 事後検証

(事後検証)

第28条 局長及び署長等は、救急業務の管理的観点から事後検証を行うものとする。

2 局長は、救急活動に関して医学的観点から事後検証を行う必要があると認める場合は、検証医師による事後検証を行うものとする。

3 事後検証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第3章 救急器材の管理

(救急器材の管理)

第29条 署長等は、救急器材の管理については、装備規程に定めるもののほか、別に定めるところにより行うものとする。

## 第4章 救急技能の管理

(病院実習等)

第30条 局長は、救急隊員等の技能の維持及び向上を図るため、計画的に病院実習、研修及び救急訓練（以下「病院実習等」という。）を行うものとする。

2 病院実習等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(訓練効果の確認)

第31条 局長及び署長等は、前条に規定する救急訓練の効果を定期的に確認し、救急隊員等の技能の維持及び向上に必要な措置を講じるものとする。

## 第5章 応急手当等の普及啓発等

(普及啓発業務の推進)

第32条 局長及び署長等は、市民の自主救護能力の向上を図るとともに、市民に対し、応急手当に関する知識及び技術、救急自動車の適正利用等の普及啓発活動（以下「普及啓発業務」という。）を推進するものとする。

2 普及啓発業務の推進に関し必要な事項は、別に定める。

(普及啓発業務の推進計画)

第33条 局長は、年度ごとに普及啓発業務の推進計画を樹立するものとする。

2 署長等は、前項に規定する推進計画に基づき、消防署及び消防分署における普及啓発業務の推進計画を樹立するものとする。

(患者等搬送事業に対する指導)

第34条 局長は、民間による患者等搬送事業を行う事業者の指導及び認定を行うものとする。

2 民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 雑則

(救急調査)

第35条 局長及び署長等は、救急業務の円滑な遂行を図るため、救急調査を行うものとする。

(救急病院調査)

第36条 局長は、保健所長から救急病院の傷病者受入体制、病床確保状況、位置、構造及び設備について意見を求められた場合は、必要な事項を調査し、

及び回答するものとする。

(救急自動車同乗研修)

第37条 局長は、医療機関等から救急業務に関する実務体験のために、救急自動車に同乗して行う研修（以下「救急自動車同乗研修」という。）の願い出があったときは、救急業務に支障のない場合に限り承認するものとする。

2 署長等は、救急自動車同乗研修を実施する場合は、願い出のあった医療機関等の研修目的に沿うように配慮するとともに、救急活動の実態を正しく認識させるよう努めるものとする。

3 救急自動車同乗研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(施行の細目)

第38条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別	内 容	
火 災	火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。	
自然災害事故	暴風，豪雨，豪雪，洪水，地震，雪崩，地すべりその他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。	
水難事故	水泳中（運動競技によるものを除く。）の溺者又は水中転落等による事故をいう。	
交通事故	すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。	
労働災害事故	各種工場，事業所，作業所，工事現場等において就業中発生した事故をいう。	
運動競技事故	運動競技の実施中に発生した事故で，直接運動競技を実施している者，審判員及び関係者等の事故（観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷したものは含み，競技場内の混乱によるものは含まない。）をいう。	
一般負傷	他に分類されない不慮の事故をいう。	
加 害	故意に他人によって傷害等を加えられた事故をいう。	
自 損 行 為	故意に自分自身に傷害等を加えた事故をいう。	
急 病	疾病によるもので，救急業務として行ったものをいう。	
そ の 他	転院搬送	第17条に規定するものをいう。
	医療用器材等輸送	第21条に規定するものをいう。
	そ の 他	上記の救急事故に分類不能のものをいう。

（消防局安全救急部救急課）